

財団法人埼玉伝統工芸協会運営委員会に関する規程

（平成14年3月25日）
規程第 3号

（目的）

第1条 この規程は、財団法人埼玉伝統工芸協会寄附行為第29条の規定に基づき運営委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

（委員の定数）

第2条 委員会の定数は、24人以内とする。

（委員及び役員）

第3条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により定める。

委員長

副委員長

- 2 委員長は、会務を掌理し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

（議事）

第4条 委員会は、理事長の求めに応じてこの協会の事業について審議する。

- 2 議事は、過半数の委員の賛成によって決める。
- 3 委員会で決定した事項は、すみやかに理事長に報告するものとする。

（専門部会）

第5条 委員会に、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、理事長が必要と認めたときに設置するものとする。

（任期）

第6条 委員会委員の任期は、2年とする。

（事務局）

第7条 委員会に事務局を置き、協会事務局の職員がこれに当る。

附 則

- 1 この規程は、平成元年10月1日から施行する。
- 2 この法人の設立後最初に委嘱された委員の任期は、第6条の規定にかかわらず平成3年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。